



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 日本標準産業分類は事業区分判定の絶対的基準か？

— 歯科技工業をサービス業と分類する日本標準産業分類に合理性は認められないと判断 —

消費税簡易課税制度における事業区分の判定については、実務上、日本標準産業分類を基礎として行うこととされています。しかし、業態と同分類が必ずしも一致しない場合が多々見受けられ、事業区分の選択に悩まざるを得ません。

今回ご紹介する判決は、歯科技工業の事業区分が争われた事例です。歯科技工業は日本標準産業分類上サービス業とされていますが、裁判所は納税者の主張を認め、同事業は製造業に当たるとして課税処分を取り消しています。(平成17年6月29日名古屋地裁・全部取消し・被告控訴・Z888-1011)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 【事案の概要】

歯科技工所を営む原告A社は、平成11年11月1日から平成14年10月31日までの3課税期間の消費税確定申告において、本件事業が消費税法施行令57条5項3号へ所定の製造業(みなし仕入率70%)に該当するとして、同仕入率に基づく簡易課税申告書を提出しました。その後、被告は、本件事業は同項4号へ所定のサービス業(みなし仕入率50%)に当たるとして、消費税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を行いました。

裁判所は、租税法律主義の観点から、法令等により定義が与えられていない用語の解釈に当たっては、原則として、日本語の通常用語例による意味内容が与えられるべきであることを前提として、下記の判断を示し、被告の主張を排斥し、課税処分をすべて取り消しました。

### 【裁判所の判断】

- 1 本件において問題となっている製造業及びサービス業については、それらの意味内容が法令によって明らかにされていることはない。そうすると、日本語の通常用語例によれば、消費税法施行令57条5項3号へにいう製造業は、「有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造し、これを卸売又は小売する事業」と、他方、同項4号へにいうサービス業とは、「無形の役務を提供する事業(不動産業、運輸通信業及び飲食店業を除く。)」と解するのが相当である。
- 2 日本標準産業分類では、サービスを特に定義していないことから、サービスを日本語の通常用語例に従って使用していると解されるところ、歯科技工所の業務内容は歯科補てつ物等の製造・納入であるから、歯科技工所が無体の役務を提供しているとはみることができない。
- 3 被告は、本件事業の本質は「歯科医療行為に付随するサービス提供事業」であると主張する。確かに、歯科技工士は歯科医師の補助者たる側面を有することは否定できないが、患者に対する無体の役務の提供事業たる歯科医療のうち、分離された歯科技工部分がなおも患者に対する無体の役務提供事業としての性質を有しているかどうかは、歯科技工士が歯科医師の補助者であることとは別個の問題であるというべきであり、そのことを理由として歯科技工業が無体の役務の提供事業であるとみることはできない。
- 4 少なくとも、製造業及びサービス業の語義を厳格に解釈すべき消費税法の適用を念頭に置く局面においては、日本標準産業分類が歯科技工所をサービス業としての性格を有する医療業と分類することは合理性を有するということができない。……………(税法データベース編集室 正木洋子)

◇ 以上の判決について詳細(全文・A4版18枚)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込)で頒布しますのでご一報ください。